

## 入札説明書

この入札説明書は、広島大学（以下「本学」という。）が発注する物品の売買又は修繕、製造の請負、委託、賃貸借等に関し、競争入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにしたものである。

1. 競争入札に付する事項 入札公告（入札説明書個別事項を含む。以下同じ。）又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）のとおり
2. 競争加入者に必要な資格等（③から⑨については、入札公告等において示した事項のみを適用する。）
  - ① 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ② 契約担当職は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
    - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
    - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
    - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
    - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
    - (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき
    - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
  - ③ 物品供給契約・製造請負契約・業務請負契約については文部科学省（全省庁統一資格）における競争参加資格審査において入札公告に定めた等級に格付けされた者であること。  
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格申請を行い、入札公告に定めた等級に格付けされた場合は、入札に参加することができる。
  - ④ 法令等の定めにより許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
  - ⑤ 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。
  - ⑥ 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものとして指定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
  - ⑦ 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
  - ⑧ 入札公告等においてアフターサービス（・メンテナンス）の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
  - ⑨ その他入札公告等において示した条件を証明した者であること。
  - ⑩ 競争加入者の代理人をもって入札に参加しようとする者は、入札日時までに別紙様式3による委任状及びその代理人に係る証明書その他の書類を提出しなければならない。
  - ⑪ ⑩の委任状は、その委任事項及び期間が明確に記載されているものでなければならない。
  - ⑫ 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、入札公告等において定められた上記事項を証明する書類及び義務を履行するために必要とする関係書類を指定の期日までに入札公告等で指定した場所に提出しなければならない。
3. 入札及び開札
  - ① 競争加入者等は、仕様書、図面、別添の契約書（案）及び本学が定めた契約基準等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札公告等に掲げる問い合わせ先に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
  - ② 競争執行の日時及び場所は入札公告等のとおりとする。
  - ③ 競争加入者等は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を入札公告等で指定した日時、場所及び方法により提出しなければならない。
    - ア 請負に付される製造の表示又は供給物品名
    - イ 入札金額
    - ウ 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
    - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - ④ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
  - ⑤ 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を明記しておかなければならない。
  - ⑥ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
  - ⑦ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- ⑧ 競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- ⑨ 競争加入者等の入札金額は、本件に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑩ 競争加入者等は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）及び契約基準に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- ⑪ 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものとして特定した場合において、競争加入者等が同等のものを供給することとして申し出たときは、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等物品であると判断した場合のみ、当該競争に参加することができるものとする。
- ⑫ 開札は、競争加入者等が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ⑬ 入札場には、競争加入者等及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び⑫の立会い職員以外の者は入場することができない。
- ⑭ 競争加入者等は、入札開始時刻後においては、入札場に入場することができない。
- ⑮ 競争加入者等は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に資格審査結果通知書及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- ⑯ 競争加入者等は、契約担当職が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することはできない。
- ⑰ 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- ⑱ 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- ⑲ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては契約担当職が別に定める日時において入札を行う。
- ⑳ 契約担当職が、必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、または取消すことがある。
- ㉑ 指名競争入札に参加する者として指名された競争加入者のうち、入札執行前に入札を辞退する場合は別紙様式 2 の入札辞退書を契約担当職に直接持参又は郵送し契約担当職に受理されたことをもって辞退することができる。
 

なお、入札辞退した競争加入者が以降の指名競争契約等について不利益な取扱いを受けることはない。

#### 4. 入札保証金

- ① 入札公告等のとおり（入札公告等で「免除する」とした場合は、以下②～⑩は適用しない。）。
- ただし、契約の相手方となるべき者が契約を結ばない場合には落札価格の 100 分の 5 に相当する違約金を徴収するものとする。
- ② 競争加入者等は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限の 1 時間以上前までに入札保証金を納付し受領書の交付を受けなければならない。
- ③ 競争加入者の納めるべき、入札保証金の金額はその者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額でなければならない。
- ④ 競争加入者等は、入札保証金を別紙様式 1 の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて納付しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該入札に係る保険証券を提出することにより入札保証金の免除を受けることができる。
- ⑥ 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、納付時に交付された受領書と引換えに即時にこれを返還し、また契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取り交わした後に納付時に交付された受領書と引換えにこれを返還するものとする。ただし、契約の相手方となる者の申し出があるときは、これを契約保証金の一部に充当することができる。
 

なお、入札保証保険契約に係る保険証券は、返還しないものとする。
- ⑦ 納付した入札保証金は入札の中止、又は取消しの場合には納付時に交付された受領書と引換えに返還する。
- ⑧ 返還する入札保証金には利子は付さない。
- ⑨ 再度入札の場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって、再度入札における入札保証金の納付があったものとする。
- ⑩ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

#### 5. 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 一般競争の場合において入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- ② 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- ③ 請負に付される製造の表示又は供給物品名及び入札金額のない入札書
- ④ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

- ⑤ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認された者を除く。）
- ⑥ 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- ⑦ 入札金額の記載が不明確な入札書
- ⑧ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- ⑨ 入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合で、納付した入札保証金の額がその者の見積もった契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- ⑪ 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札書

## 6. 落札者の決定

- ① 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- ② 最低制限価格が設定されている場合において、当該最低制限価格を下廻る入札が行われた場合は、当該入札者を落札者としなないものとする。なお、当該入札者は、再度入札に参加できないものとする。
- ③ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ④ ③の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ⑤ 製造請負又は業務請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- ⑥ ⑤において、他の者を契約の相手方と決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。
- ⑦ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消すものとする。

## 7. 契約保証金

- ① 入札公告等のとおり（入札公告等において「免除する」とした場合は、以下②～⑤は適用しない。）
- ② 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を別紙様式4の契約保証金納付書に添え納付しなければならない。この場合において、入札保証金を転用した場合で、契約保証金の額が入札保証金の額を上回るときは、その差額を納付しなければならない。
- ③ 契約の相手方は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当職に提出することにより、契約保証金の免除を受けることができる。
- ④ 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。
- ⑤ 契約の相手方が納付した契約保証金は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金を返還する事由が生じたときは、これを返還するものとする。  
なお、履行保証保険契約に係る保険証券は、返還しないものとする。

## 8. 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、更に契約担当職が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- ③ ②の場合において契約担当職が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ⑤ 契約担当職が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

## 9. 契約条項

別添契約書（案）及び契約基準のとおり。

## 10. 入札者に求められる義務

- ① 競争加入者等は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定の期日までに、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ② 競争加入者等は、入札公告等において求められた供給物品に係る技術仕様、適合性の説明並びに必要な設計図・図案及び解説資料について、指定の期日までに競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

11. その他必要な事項

- ① 競争加入者等又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- ② 本件に関するの照会先は、入札公告等のとおり。